

自動車関連諸税の暫定税率維持等に関する意見書

自動車関連諸税の暫定税率は、昭和49年以降、道路整備のための貴重な財源として大きな役割を担ってきた。

暫定税率を根拠とする地方財源が失われることになれば、厳しい財政運営を迫られている本県では、道路整備をはじめとする社会基盤の整備のみならず、県政のあらゆる分野に多大な影響が及ぶこととなる。

また、平成21年度から一般財源化されたとはいえ、一部を除いて揮発油税などの自動車関連諸税とほぼ見合いの額が国の道路整備関連の歳出に充てられており、暫定税率が廃止された場合、道路関係予算の削減、あるいは公共事業予算が大きく減少することが懸念される。

現在、本県では、平成23年3月の九州新幹線全線開業を控え、連続立体交差事業をはじめとする熊本駅周辺整備や、九州における求心力を高めるために欠かすことのできない幹線道路網の整備等に最優先で取り組んでいるところであるが、暫定税率廃止に伴う減収が国の道路関係予算に直結した場合、本県が真に必要な社会基盤の整備に大きな影響が及ぶこととなる。

このため、国におかれては、地方の実情を十分に踏まえ、地方に真に必要な事業が着実に実施されるよう、次のとおり強く要望する。

記

- 1 軽油引取税などの自動車関連諸税の暫定税率を維持し、地方の貴重な財源を確保すること。また、仮に税制の見直しを行う場合においても、地方の代替財源を確保すること。
- 2 揮発油税などの自動車関連諸税の暫定税率を維持し、道路整備をはじめとする地方が真に必要な公共事業が着実に実施できるよう、国の公共事業予算を確保すること。また、仮に税制の見直しを行う場合においても、同様に国の公共事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
国土交通大臣	前原誠司様